

会友規則(下線部は本年度改訂部分)

(総則)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「この法人」という）の会友および賛助会友に関する規則は、定款に定めるもののほかは、この規則の定めるところによる。

(会友)

第2条 所定の手続きを経てこの法人に入会した個人を会友とする。

(入会)

第3条 この法人の会友になるためには、所定の入会申込書を提出し、規定の入会金と会費を支払わなければならない。ただし、過去この法人の会員または会友で除名処分を受けた者が再入会を希望するときは理事会の承認を要する。

(入会金および会費)

第4条 会友の入会金は500円、会費は別表の通りとする。ただし、初めてこの法人に入会する会友の入会金は免除する。

- 2 会費の有効期間は4月1日から翌年3月31日までとし、当該年度の始期までに一括して支払わなければならない。ただし、年度途中で入会するときは月額計算し、会友に適用される年額会費の10分の1を月額とする。なお、1月から3月に入会する会友は翌年度の会費も併せて支払うものとする。

(会費の減免)

第5条 前条の規定にかかわらず、理事会がそれに該当するとして指定した地域に居住する会友の会費は4,000円（月額400円）とする（地方会友）。

- 2 会報不要の旨を申し出た会友には、第6条第4号の規定にかかわらず会報を配布しないものとし、かかる会友（終身会友を除く）については、前条第1項及び前項に規定される会費から1,500円を差し引く。

(権利)

第6条 会友の権利は次のとおりとする。

- (1) マスターポイントが記録、保存され、獲得したマスターポイントに応じたマスター位が認定される。
- (2) 個人で競技会を開催し、これにクラス1のマスターポイントを発行できる。
- (3) クラブおよびブリッジセンターの公認を申請し、公認クラブおよび公認ブリッジセンターを運営することができる。
- (4) この法人が発行する会報の配布を受ける。

- (5) この法人の商品部が販売する商品を会員割引価格で購入できる。
- (6) 国際試合の日本代表となる指名を受けることができる。
- (7) この法人の監事に立候補することができる。

(資格の喪失)

第7条 会友は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、または失踪宣言を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費の支払いを怠ったとき

(懲戒)

第8条 会友に対する懲戒に関する規則は理事会の決議により別途定める。

(賛助会友)

第9条 第2条から第5条の規定にかかわらず、この法人の目的及び事業に賛同し、所定の手続きを経て、入会した法人を賛助会友とする。

- 2 賛助会友の会費は、1口につき年額1万円とし、入会金は不要とする。
- 3 賛助会友には会報を配布する。

(使途)

第10条 第4条、第5条および第9条に規定する入会金および会費は、その2分の1以下を管理費用のために、残余を公益目的事業のために充当するものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

対象者	会費区分	年会費	会報不要
前年度開始時点で 26 歳以上かつ前年度末時点で 70 歳未満であり、地方会友および終身会友でない者	一般会友	7,500 円	6,000 円
前年度末時点で 70 歳以上であり、終身会友でない者	シニア会友	5,500 円	4,000 円
年度開始時点で 18 歳以上 26 歳未満であり、終身会友でない者	ユース会友	4,500 円	3,000 円
年度開始時点で 18 歳未満であり、終身会友でない者	ジュニア会友	1,500 円	無料
以下の都府県を除く道県に居住する者<埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、滋賀、奈良、大阪、兵庫>	地方会友	4,000 円	2,500 円
一般会友会費の 20 年分を一括して納入した者	終身会友	無料	無料

※資格が重複した場合、安い方の年会費を適用する。